

「Pay どん」 マイナポイント特約

第1条 総則

1. この特約（以下「本特約」といいます。）は、マイナポイント事業（以下「本事業」といいます。）に関して、利用者が対象キャッシュレス決済サービスとして「Pay どん」を選択した場合に当行が利用者に対してマイナポイントを付与する条件・方法等を定めるものです。利用者は、本事業の対象キャッシュレス決済サービスとして「Pay どん」を選択するにあたり、『鹿児島銀行「Pay どん」利用規約』（以下「本利用規約」といいます。）に付随する特約として、本特約を承認します。
2. 本特約で使用する用語は、本特約に定めるもののほか、本利用規約に定める定義に従うものとします。

第2条 マイナポイント付与

1. 利用者は、国が定める「マイナポイント利用規約」（以下「マイナポイント利用規約」といいます。）および当行が定める方法に従って申込みを行い、対象キャッシュレスサービスとして「Pay どん」の登録が完了した場合には、付与対象期間において、「Pay どん 銀行口座サービス」または「Pay どん電子マネーサービス」を利用して支払いを行ったとき（以下「対象行為」といいます。）に、当該支払額に応じてマイナポイントの付与を受けることができます。
2. マイナポイントは、対象行為に係る金額が1円以上の場合、1回の対象行為に係る当該金額に応じて、25%の割合により付与されます。ただし、1ポイント未満の端数が生じた場合、1ポイント未満を切捨てたポイントが付与されるものとし、この場合付与したポイントの合計が対象行為に係る金額の合計に対して25%を下回ることがあります。
3. マイナポイントは、Pay どんポイントとして付与されます。マイナポイントとして付与されたPay どんポイントの取扱いは、本利用規約の定めに従います。
4. マイナポイントは、原則として、マイナポイント付与の対象となる対象行為を行った翌々月の5銀行営業日に付与されます。
5. マイナポイントの付与の上限は、5000 Pay どんポイント（5000円相当額）とします。
6. 当行は、マイナポイント利用規約によりマイナポイントの付与が行われない場合であっても、これにより生じた損害について、当行に責めに帰すべき事由がある場合を除き責任を負わないものとします。

第3条 マイナポイント付与状況の確認

1. 利用者は、マイナポイントの付与状況につき、本アプリの画面で確認することができます。
2. 利用者は、付与されたマイナポイントの金額に誤りがあること、付与されるべきマイナポイントが付与されていないことまたは利用者に付与されるべきマイナポイントが第三者に付与されていることを知った場合には、直ちに当行にその旨を申し出るものとします。この場合、当行は、当該申し出に係る金額の誤り等を認めた場合であって、当該誤り等の是正が必要と判断した場合には、速やかに金額の訂正や誤って付与されたポイントの取消等の措置を講ずることとします。

第4条 マイナポイント付与の取消

マイナポイント利用規約によりマイナポイントを取り消す場合において、利用者に付与されたマイナポイントが既に支払に使用されていること等により取り消すことができない場合には、当行は、当該利用者に対し、付与されたマイナポイント相当額の金銭の支払を請求することができるものとし、また指定口座から当該金銭を引き落とすことができるものとします。

第5条 本特約の変更

1. 利用者は、マイナポイントの付与に係るサービスが国の施策である本事業の一環として行われるものであり、本事業の内容の変更または具体化等の事業により、随時変更される可能性のあるサービスであることを承諾するものとします。
2. 当行は、前項の場合その他相当の事由により本特約の内容を変更することが合理的に必要であると当行が認める場合には、当行の裁量により、本特約を変更することができます。
3. 当行は、前項の本特約の変更にあたっては、変更後の本特約の効力発生日の前に、あらかじめ、本特約を変更する旨および変更後の本特約の内容とその効力発生日を、当行ホームページへ掲載する方法その他本利用規約に定める告知の方法の全部または一部により、利用者に通知します。

第6条 本特約に定めのない事項等

本特約に定めのない事項については、マイナポイント利用規約及び本利用規約の定めによるものとします。

以上